

●児童扶養手当の所得制限限度額一覧、一部支給手当額の算定方法
 (令和8年4月分以降)

◆所得制限限度額

扶養親族等の数	本人		扶養義務者・養育者
	全部支給	一部支給	
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
3人	183万円	322万円	350万円
4人	221万円	360万円	388万円
5人	259万円	398万円	426万円

※所得には、養育費の8割相当額を含みます。

※以下の場合、上記限度額に加算となります。

●本人

- ・老人控除対象配偶者及び老人扶養親族・・・10万円
- ・特定扶養親族・・・15万円

●扶養義務者等

- ・老人扶養親族(2人目から)・・・6万円

◆本体月額(児童1人の場合)の一部支給額の算定方法

$$48,040円 - (所得額 - 全部支給の所得制限限度額) \times 0.0264029$$

所得額が全部支給の所得制限限度額を1万円超えるごとに月額約265円減額となります。

◆第2子以降加算月額の一部支給額の算定方法

$$11,340円 - (所得額 - 全部支給の所得制限限度額) \times 0.0040719$$

おおむね、所得額が全部支給の所得制限限度額を1万円超えるごとに月額約41円減額となります。